

令和元年10月から マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニ等で 住民票、印鑑証明、所得証明等が取得できます

取得できる場所

- ・コンビニなど、マルチコピー機を設置している店舗等

取得できる時間

- ・土日祝日を問わず、午前6時30分から午後11時まで（店舗により異なります。）
- ・ただし、戸籍に関する証明書については、平日の午前9時から午後5時まで
- ・メンテナンスにより利用できない日は、広報等でお知らせします。

取得できる人

- ・京田辺市で住民登録をしている15歳以上の人かつ成年被後見人でない人
- ・戸籍関係の証明書については、本籍地が京田辺市である人
- ・税証明については、賦課期日（1月1日）及び取得日に京田辺市で住民登録をしている人

取得できる証明書

| | |
|-----------------------------|--|
| 住民票 300円 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人や同一世帯の人の住民票（全部・一部）を取得することができます。 ・続柄世帯主・本籍筆頭者・マイナンバーについては、選択して記載することができます。 |
| 住民票記載事項証明書 300円 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人や同一世帯の人の住民票記載事項証明書を取得することができます。 ・市の様式のみです。 ・記載内容については、住民票と同じく選択することができます。 |
| 戸籍謄・抄本 450円 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人や同一戸籍に記載されている人の戸籍証明書（全部・個人）を取得することができます。 |
| 戸籍の附票 300円 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人や同一戸籍に記載されている人の戸籍の附票（全部・一部）を取得することができます。 |
| 印鑑登録証明書 300円 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人の印鑑登録証明書を取得することができます。 ・印鑑登録カードは引き続き必要ですので、廃棄しないでください。 |
| 所得証明書 課税（非課税）証明書 300円 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人の所得証明書、課税（非課税）証明書を取得することができます。 |

※いずれも最新のもの（最新の年度）しか取得できません。

取得の仕方

- ・マルチコピー機の「行政サービス」を選び、画面の案内に従って操作してください。（※裏面参照）

取得に必要なもの

- ・マイナンバーカード（※利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）
- ・暗証番号

【ご注意】

- ・証明書の差替や返金はできませんので、事前にどのような証明書が必要か確認してから、マルチコピー機を操作してください。
- ・利用者証明用電子証明書が入っていないマイナンバーカードをお持ちの人、暗証番号を忘れた人は、あらかじめ市役所で手続きを行ってください。
- ・暗証番号の入力は3回までできますが、それ以上間違うとロックがかかりますので、市役所までマイナンバーカードをお持ちいただき暗証番号の再設定を行ってください。
- ・利用者証明用電子証明書、住民基本台帳用、券面事項入力補助用の暗証番号を分けておられる人は、暗証番号を確認しておいてください。
- ・戸籍関係の証明書の取得について、京田辺市で住民登録をしていて本籍地が京田辺市以外の人は、本籍地がコンビニ交付サービスをしている市区町村があらかじめご確認の上、事前にマルチコピー機等で利用登録をしてください。（詳しくはご自身の本籍地の市区町村でお尋ねください。）
- ・証明書が複数枚にわたる場合はホチキス止めがされませんが、証明書に記載されているページ番号と固有の番号で一つの証明書と判断できるようになっており、すべて合わせて一通の有効な証明書となっていますので、提出の際はご注意ください。
- ・戸籍の届出をされた後や住民異動届をされた後など、同一戸籍内や世帯内で異動があった場合は、1週間程度証明書が発行できなくなります。
- ・所得証明書、課税（非課税）証明書について、最新年度への切替は6月中旬です。
- ・所得証明書、課税（非課税）証明書は、京田辺市に課税資料がない人は取得できません。また、前年中に所得がない人についても、所得がないという申告を京田辺市にしていないと取得できません。
- ・申告等により所得等に変更があった場合、証明書に反映されるまで日数を要します。
- ・コンビニ交付サービスでは、手数料の減免はできません。減免による取得をする場合は、市役所で申請してください。

コンビニ交付及びマイナンバーカードに関するお問い合わせは

京田辺市役所 市民部市民年金課 戸籍住民係

☎ 0774-64-1330 電子メール shimin@city.kyotanabe.lg.jp

市民部税務課 市民税係

☎ 0774-64-1317 電子メール zeimu@city.kyotanabe.lg.jp

※コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が運営しているサービスです。

基本的な操作方法の一例（住民票を取得する場合）

保存版

